〃	第十八回	十四億七千六百九十九万円	十四億七千二百三十八万千八百六円
〃	第十九回	十九億六千三十二万円	十九億五千三百四十九万八千百十三円
〃	第二十回	八億二千百四十八万円	八億千八百九十一万六千九百九十円
〃	第二十一回	七億五千五百五十一万円	七億五千二百八十八万八百四十一円
〃	第二十二回	三億三千二百八十五万円	三億三千百八十一万千五百十三円
〃	第二十三回	六億二千六百二十万円	六億二千四百二万八百三十四円
〃	第二十四回	二億二千九百二十三万円	二億二千八百五十一万四千八百六円
〃	第二十五回	二億千二百十万円	二億千百三十六万千八百九十七円
〃	第二十六回	七千六百二万円	七千五百七十八万二千八百二十円
〃	第二十七回	二億四千六百九十七万円	二億四千六百十一万五百五十七円
〃	第二十八回	三億三千九百六万円	三億三千八百万二千百三十六円
〃	第二十九回	二億四千九十五万円	二億四千十一万千五百十円
〃	第三十回	二億二千六百一万円	二億二千五百三十万四千八百五十四円
〃	第三十一回	十七億二千四百四十二万円	十七億千八百四十一万九千三十七円
〃	第三十三回	千万円	九百九十七万九千八百四十九円
	合　計	九百四十億三千百六十万円	九百三十五億四千四百七十四万七千二十九円

○財務省告示第三百二十二号

歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）第二十八条の三第四項に規定する財務大臣が指定する歳入金を指定する件（平成十五年三月財務省告示第百五十六号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日

財務大臣　安住　淳

「という。）第二十条第一項」を「という。）第二十条第一項並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項及び第五項」に改め、第四号中「平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項」を「平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項」に改める。

○財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省告示第一号

工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条第一項の規定に基づき、工場立地に関する準則の一部を改正する告示を次のように定めたので、同項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年九月三十日

財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志

工場立地に関する準則の一部を改正する告示

大蔵省、厚生省、
工場立地に関する準則（平成十年農林水産省、通商産業省、告示第一号）の一部を次のように改正する。
運輸省

第四条中「工事」を「工場」に改め、「ただし、」の下に「工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条の二第一項の規定に基づき地域準則が定められた場合（以下「地域準則が定められた場合」という。）又は」を加え、「当該準則」を「これらの準則」に改める。

第五条中「工場立地法第四条の二第一項の規定に基づき地域準則が定められた場合（以下「地域準則が定められた場合」という。）」を「地域準則が定められた場合」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省告示第二号

工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条の二第二項の規定に基づき、緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準の一部を改正する告示を次のように定めたので、同項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年九月三十日

財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志

緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準の一部を改正する告示

大蔵省、厚生省、
緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準（平成十年農林水産省、通商産業省、告示第二号）の
運輸省
一部を次のように改正する。

表を次のように改める。

	第一種区域	第二種区域	第三種区域	第四種区域
緑地の面積の敷地面積に対する割合	（百分の二十超百分の三十以下）以上	（百分の十以上百分の二十五以下）以上	（百分の五以上百分の二十未満）以上	（百分の五以上百分の二十五以下）以上
環境施設の面積の敷地面積に対する割合	（百分の二十五超百分の三十以下）以上	（百分の十五以上百分の三十以下）以上	（百分の十以上百分の二十五未満）以上	（百分の十以上百分の三十以下）以上